

公調委令和6年（ゲ）第8号 豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

決 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を却下する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人に生じた吐き気、頭がジンジンとしびれるような症状等の健康被害は、被申請人が管理するアパート「a」において、低周波音を発生させる給湯器又はボイラーを稼働させていることによるものである。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、同人の住居（以下「申請人宅」という。）に隣接し、被申請人が管理するアパート「a」（以下「本件アパート」という。）から発生する低周波音により、前記第1の1の健康被害が生じたなどと主張して、原因裁定の申請をする事案である。

1 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか掲記の各証拠（特記のない限り枝番号を含む。）及び手続の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者（手続の全趣旨）

ア 申請人は、平成5年12月から申請人宅に居住している。

イ 被申請人は、不動産の売買、管理、仲介等を営む株式会社であり、遅くとも令和3年7月から現在に至るまで本件アパートを管理している。

(2) 申請人宅と本件アパートの周辺の状況、位置関係等（甲1、10の5、乙1～4、6、職1、手続の全趣旨）

ア 申請人宅及び本件アパートの周辺の状況は別紙1のとおりであり、申請人宅の東側の敷地境界にはブロック塀が建てられており、それを挟んで南東側に本件アパートが所在し、その周囲には複数の住居が密集して建てられている。申請人宅及び本件アパートの南側には、住居を挟んで道路があり、その道路の向かい側には建設工事を行っている区画がある。また、申請人宅及び本件アパートから南側に100m程度離れた場所にはb線の線路がある。

イ 申請人宅は、木造モルタル造りの2階建ての住居であり、その形状は、別紙2の図1のとおりである。1階に居室やリビングが、2階に洋室がある。

ウ 本件アパートは、合同会社cが所有する総戸数10戸の木造2階建ての賃貸アパートであり、その形状は、別紙2の図2のとおりである。本件アパートでは、賃貸用に住戸を賃貸しており、申請人宅から最も近接した場所（本件アパートの1階北側）に●号室があり、●号室の西側壁面には丸い形状でカバー等が付けられていない状態の換気口（以下「本件換気口」という。）がある。

エ 被申請人は豊島区に同室を賃貸し、更に豊島区は生活困窮者に同室を転貸している。

(3) 低周波音に関する参照値及び感覚閾値^{いき}（甲5、公知の事実）

「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月環境省）における「低周波音問題対応のための「評価指針」」によれば、低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、別紙3の表の2列目の数字及びG特性音圧レベル $L_G = 92$ （dB）であり、物的苦情に係る参照値は、別紙3の表の3列目の数字である。また、平成17年の国際規格ISO389-7によれば、感覚閾

値（人が低周波音を感知する平均値）は、別紙3の表の4列目の数字のとおりである。

2 当事者の主張の要旨

(1) 申請人の主張

ア 申請人は、平成21年に本件アパートが建築されて以降、夜中にウーという音が聞こえるようになった。その後、音がなくなる時期もあったが、令和4年頃に申請人宅内でこだまするような音と振動を感じるようになり、令和5年11月に本件アパートで大きな音が聞こえ、これ以降、以前より大きな音が発生し、夜中の低周波音及び振動もひどくなった。

本件アパートの壁面には本件換気口があり、そこから低周波音が聞こえてくるが、本件アパート内には、給湯器のほか、ボイラーが設置されていると考えられ、これらが低周波音の発生源であると考えられる。

イ 申請人は、本件アパートから発生する低周波音により、寝室を移すなどの不便を強いられただけではなく、頭がジンジンとしびれるような症状や胸やけ、吐き気が頻繁に起きるようになり、また、その症状も格段に重くなっている。

(2) 被申請人の主張

ア 被申請人は本件アパートの管理会社にすぎず、本件アパートの所有者が上記給湯器又はボイラーを所有しているというべきであるから、被申請人は、本件裁定申請において、当事者適格を欠く。

イ 申請人が主張する給湯器又はボイラーの稼働による低周波音については、人的・地域的な広がり認められず、「相当範囲にわたる」ものとはいえないから、申請人の主張する被害は、「公害」に該当しない。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠及び手続の全趣旨によれば、以下の事実が認

められる。

(1) 申請人による騒音測定（甲 5、7）

eは、申請人からの委託を受け、令和6年1月28日から翌29日にかけて、低周波音の測定を実施した（以下「令和6年測定」という。）。その概要は以下のとおりである。

ア 2階洋室における測定（甲 5 ①）

(ア) 測定日時

令和6年1月28日午前9時11分24秒から翌29日午前9時7分24秒まで

(イ) 測定場所

申請人宅2階洋室の南東側角付近（別紙4の2階で甲 5 ①と記載されている地点） 床上150cm

イ その他の測定場所における測定（甲 5 ②）

(ア) 測定日時

令和6年1月28日午前9時14分18秒から同日午前9時59分18秒まで

(イ) 測定場所

別紙4の①から⑦までのとおり、申請人宅2階1か所、申請人宅1階3か所及び申請人宅敷地3か所（本件換気口直下④を含む。）の合計7か所 床上又は地上120cm 持ち回りで測定

ウ 測定結果の概要と結論

測定結果は、別紙5のとおりであり、上記2階洋室における測定結果が表1で、上記その他の測定場所(持ち回りによる7か所)が表2である。また、G特性最大音圧レベル L_{max} 及びG特性平均音圧レベルは、いずれの測定時間及び場所においても、43dBを下回っていた（なお、前記のとおり、20Hz以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられるのは、G特性で

92dB以上である。)。一方、申請人は、令和6年1月28日午前9時50分から翌29日午前8時23分までの就寝時間帯を除く測定が行われたほとんどの時間帯で、音、圧又は振動を強く感じると報告した。

今回の測定及び分析によって、分析対象とした全ての期間において、「心身に係る苦情に関する参照値」及び「物的苦情に関する参照値」（以下両者を合わせて単に「参照値」という。）を超過している期間は認められなかった。

(2) 公害等調整委員会による低周波音の測定調査（職1、手続の全趣旨）

公害等調整委員会において、令和7年5月15日、受命委員及び当事者双方が立ち会った上で、現地調査及び低周波音の測定調査を実施した（以下「本件測定」という。）。その概要は以下のとおりである。

ア 申請人宅、本件アパート等の位置関係

申請人宅と本件アパートの距離等は以下のとおりであった。

- (ア) 申請人宅東側壁面と本件換気口までの距離 142cm
- (イ) 申請人宅敷地境界ブロック塀と本件換気口までの距離 57cm
- (ウ) 本件換気口の高さ 279cm
- (エ) 申請人宅南側住居の北東角から本件換気口までの距離 358cm

イ 本件アパート及びその周辺の状況

本件アパートの●号室の北側壁面には給湯器2つと室外機が、●号室の玄関の上には室外機がそれぞれ設置されている（別紙2の図2の赤い四角がある位置）。これ以外にも本件アパートの東側や南側にはいくつか室外機等が設置されており、西側壁面には、各部屋にカバー付きの換気口が設置されていた。

ウ 申請人宅の周辺の状況

申請人宅の周辺には、別紙2の図1の赤い四角がある地点に室外機又は給湯器が設置されている。このうち室外機①、③、④及び⑤は使用されてい

ない。

エ 測定方法

3台の精密騒音計（NL-62）を用い、1台を申請人宅及び本件アパートの敷地境界にあるブロック塀上（地点①）に、1台を申請人宅敷地内（地点②）に、1台を申請人宅2階の洋室（地点③）にそれぞれ設置し、令和7年5月15日午後2時45分から同日午後2時55分までの10分間、3地点で同時に測定した。測定中は、申請人宅内のエアコン及び冷蔵庫の電源は切られた状態であった。なお、地点①に設置した測定器については、設定不備により測定することができなかった。

オ 騒音計の設置状況

（ア）地点②について

申請人宅内の室外機（別紙2の図1の室外機③及び④）付近で、申請人宅南側壁から109cm、申請人宅及び本件アパートの敷地境界から366cmの位置に三脚を立て、地面から高さ150cmの位置に騒音計を設置した。

（イ）地点③について

申請人宅2階洋室の南側窓から85cm、東側窓から119cmのベッド上に三脚を立て、ベッドから高さ110cm（床上からの高さ133cm）の位置に騒音計を設置した。測定時、雨戸及び窓は少し開け、ドアは閉めた状態であった。

カ 申請人による説明内容

（ア）申請人は、屋外において本件換気口を確認した際、本件換気口から音が聞こえているなどと述べた。

（イ）申請人は、申請人宅内において、本件換気口付近にいるより、申請人宅内のリビングにいるときの方が頭がジンジンしたり、耳がつまったりすることが多い気がする、リビングの台所の前に立っているときに強く

頭がジンジンするのように感じる、家の中では基本的にはどこでも音を感じていて、音がする方向は分からなくてこだまするような感じで聞こえてくる、知り合いが申請人宅に来た際に本件の被害のことを話して、申請人宅内のいくつかの場所に案内したが、知り合いは何も感じないと言っていた、ただし、そのうちの一人は、屋外の本件換気口の近くでは何か来ている感じがすると言っていたなどと述べた。

(ウ) 申請人は、申請人宅を案内する中で、低周波音を強く感じるなどと述べることがあったが、測定の直前（午後2時40分頃）はあまり音はしなかったと述べ、その後、測定時間中は比較的音が感じやすいので主に北西側1階居室の辺りにいたが、ずっと「ウー」というようなこだまするような音が聞こえていた、この音は通常感じているような音であったと述べた。

キ 測定結果

測定データの分析は、暗騒音をできる限り除外した上で、変動幅の比較的少ない時間帯（午後2時53分36秒から午後2時53分51秒まで）を選んで行った。分析結果は、別紙6のとおりである。

2 本件裁定申請の適法性について

- (1) 公害等調整委員会の裁定制度を利用するためには、「公害に係る被害」についての紛争であることが前提となる（公害紛争処理法（以下「法」という。）42条の27第1項）。そして、法2条は、「この法律において『公害』とは、環境基本法（中略）第2条第3項に規定する公害をいう。」と定め、環境基本法2条3項は、「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる（中略）騒音、振動（中略）によって、人の健康又は生活環境（中略）に係る被害が生ずることをいう。」と定める。そこで、本件裁定申請が、上記の要件を満たすか否かについて検討する。

(2) 検討

ア 認定事実のとおり、令和6年測定では、申請人宅2階の洋室に騒音計を設置し、24時間にわたり低周波音を測定したほか、申請人宅の内外合計7か所に騒音計を設置し、持ち回りで低周波音を測定したが、別紙5のとおり、全ての時間帯及び場所において、測定値は参照値を大きく下回っており、また、感覚閾値を超える周波数帯もなく、持ち回りの測定では、いずれの周波数帯においても測定地点における音圧レベルの差はほとんどみられなかった。また、本件測定においては、申請人宅2階の洋室（地点③）及び本件換気口付近の申請人宅の敷地上（地点②）に騒音計を設置し、測定を実施したが、この測定値も、参照値を大きく下回っており、また、地点②において80Hzの周波数帯で感覚閾値を1dB上回った以外は、感覚閾値も下回っており、令和6年測定とも矛盾しない結果となった。これらの測定結果からすれば、申請人宅で測定された低周波音は、感覚閾値を下回る非常に低いレベルであるといえる。また、低周波音自体は、交通機関や自然界からも発生するところ、別紙5の令和6年測定の表2において本件換気口直下を含む申請人宅内外7か所の測定結果を検討しても、測定地点における音圧レベルの差はほとんどなく、本件換気口付近から申請人宅内にかけて低周波音の減衰が認められないため、そもそも本件アパートから低周波音が発生しているかどうか明らかでない。前記「低周波音問題対応の手引書」35、36ページによれば、低周波音であっても距離減衰は認められるし、63Hz付近の低周波音で、木造家屋の内外では10dB程度の音圧レベルの差があるとされているが、令和6年測定の表2では、本件換気口直下から申請人宅内に距離減衰は認められないし、木造家屋内外の音圧レベルの差は認められないから、申請人宅内の低周波音について、本件換気口を含む本件アパートから到達しているとするには無理がある。しかも、申請人宅で測定された低周波音は上記のとおり感覚閾値も下回る

非常に低いレベルであるから、健康被害を及ぼしているということとはできない。このことは、申請人が、本件測定の際に、知り合いを申請人宅のいくつかの場所に案内したが、知り合いは何も感じないと言っていたと述べていることから裏付けられる（申請人は、知り合いの一人が本件換気口の近くでは「何か来ている感じがする」と言っていたとも述べているが、「何か」の意味が不明で、上記認定判断を左右しない。）。

なお、本件測定では、地点①（本件換気口直下）の測定結果が得られておらず、地点②と③の測定結果だけでは、低周波音の減衰について検討することはできないが、前記のとおり、令和6年測定では、本件換気口付近から申請人宅にかけて低周波音の減衰が見られないことが判明しており、本件測定結果は、少なくとも、この判明した結果とは矛盾しない。申請人は、申請人宅内で頭がジンジンするなどの症状を訴え、超低周波音の共鳴現象や特定の場所に集中することなどをその原因として主張しているが、令和6年の測定結果を見ても、申請人宅内の超低周波音（20Hzを下回る低周波音）の音圧レベルにはほとんど差がなく、共鳴現象や集中をうかがわせるような音圧レベルの高い場所があるとは認められない。本件測定では、10Hzを下回る周波数帯で、屋内（地点③）の方が屋外（地点②）より高い数値となっているが、その差は最大でも6dB程度で、これだけでは何らかの結論を導くことはできない。申請人の主張は、客観的な裏付けがなく、そもそもその訴える症状が低周波音を原因とするかどうか不明らかとはいえない。加えて、本件アパートの住民や申請人を除く本件アパートの周辺住民が低周波音により健康を害したり、被申請人に苦情を述べたりしている様子はいくつかあるが、また、被申請人が本件アパートからの低周波音について地方公共団体等から何らかの指導を受けている様子もいえない。

以上を踏まえると、本件アパートから相当範囲にわたる低周波音が発生

し、人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせているものとは認められない。

イ 申請人の主張について

(ア) 申請人は、本件換気口から低周波音が聞こえるが、本件アパート内にはボイラーが設置されており、これが低周波音の発生源である旨主張する。

しかし、前記アのとおり、そもそも令和6年測定及び本件測定では本件アパートから低周波音が発生していること自体が明らかではない上、申請人宅における低周波音は健康被害を及ぼすようなレベルではないから、ボイラーの設置の有無によって、前記結論は左右されない。

(イ) また、申請人は、申請人宅の隣家も本件アパートからの低周波音の被害を受けているとし、その証拠として、書面（甲4）を提出する。

しかし、上記書面の作成者（回答者）の氏名や住所は明らかでなく、作成の経緯も不明であり、また、上記書面は、「本件アパートの方から低いウーという音とかすかに振動を感じているが回答者の住居ではいかがか」という申請人の質問に対し、回答者が感じるとの記載に○印を付したものにすぎず、これだけでは、本件アパートの周辺住民が低周波音による健康又は生活環境上の被害を述べていることを示す内容とは解されない。しかも、その末尾には回答者が「本回答につきましては、当方の主観的なものになります。」と記載し、回答内容に客観的な裏付けのないことを自認している。そのため、上記書面に基づき、本件アパートから相当範囲にわたる低周波音が発生し、健康又は生活環境に係る被害を生じさせていると認めることはできない。

(ウ) さらに、申請人は、参照値以下の低周波音であっても、24時間16年にもわたって曝露^{ばく}すれば、相当な曝露量になり、健康被害が生じ得ると主張し、その根拠として裁判例の要旨（甲14）を提出する。

しかし、上記裁判例は、平成4年のもので、平成16年6月の前記低周波音問題対応の手引書や平成17年の国際規格ISO389-7の公表前の事案であり、その裁判例で採用されている知見は、特定の医師が当該事件について検討した結果や他の研究者が実験を通じて得た見解などを証拠として提出したことによって認定したものであることが判決文全体を見れば判明するが、これらの知見が、その後専門的・科学的知見として広く受け入れられたことを示す資料はなく、少なくとも、上記の低周波音問題対応の手引書で採用されたものではないし、国際規格ISO389-7と一致しているとはいえないため、直ちに採用することができない。そして、ほかに、感覚閾値をも下回る程度の低周波音に長期間曝露したことにより健康被害が生じることを裏付けるような専門的・科学的知見の存在を認めるに足る的確な資料はない。しかも、上記裁判例が問題としている低いレベルでの低周波音とは、20Hzで57dBであるが、問題となっている乾燥機が稼働していない停止状態（いわゆる暗騒音）でも45dBである。これに対し、申請人宅内外の20Hzの測定結果は、令和6年測定では別紙5の表2のとおり持ち回りの測定でいずれも30dBを下回るような数値であり、本件測定でも地点③で38.2dB、地点②で44.5dBで、いずれも上記暗騒音より低く、極めて静寂な状態であって、そもそも低周波音に曝露されているということ自体に無理がある。申請人の主張はこの点でも根拠がなく、主張する症状について、低周波音が原因であるとすることはできない。

(3) 結論

以上のとおり、本件アパートから相当範囲にわたる低周波音が発生し、人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせるものとは認められないため、本件裁定申請については、法2条及び環境基本法2条3項に定める「公害」に係る紛争や法42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には

該当せず、申請の適法要件を欠き、その欠陥は補正できない性質のものであるから、これ以上の審理は行わず、審問を経ないで却下の決定をするのが相当である（法42条の33において準用する法42条の13第1項）。

3 結論

よって、申請人の本件裁定申請は、不適法な裁定の申請で、その欠陥を補正することができないものであるから、これを却下することとして、主文のとおり決定する。

令和7年6月27日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 都 築 政 則

裁定委員 北 窓 隆 子

裁定委員加藤一実は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長 都 築 政 則

※決定文中の別紙1、2及び4は省略

別紙 3

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	心身に係る苦情に 関する参照値(dB)	物的苦情に係る参 照値(dB)	感覚閾値(dB)
5	—	70	—
6.3	—	71	—
8	—	72	—
10	92	73	—
12.5	88	75	—
16	83	77	—
20	76	80	78.1
25	70	83	68.7
31.5	64	87	59.5
40	57	93	51.1
50	52	99	44.0
63	47	—	37.5
80	41	—	31.5

別紙 5

表 1 令和 6 年測定の結果 (甲 5 ①)

期間No.	10Hz 最大音圧		12.5Hz 最大音圧		16Hz 最大音圧		20Hz 最大音圧		25Hz 最大音圧		31.5Hz 最大音圧		40Hz 最大音圧		50Hz 最大音圧		63Hz 最大音圧		80Hz 最大音圧	
	発生時刻	値 (db)																		
1	01/28 10:01:24	33.4	01/28 10:01:24	31.9	01/28 10:10:24	30.4	01/28 9:59:24	29.3	01/28 10:49:24	27.9	01/28 10:04:24	26.5	01/28 10:17:24	25.8	01/28 10:25:24	23.7	01/28 9:50:24	22.5	01/28 9:51:24	20.7
2	01/28 11:34:24	33.1	01/28 11:29:24	32.1	01/28 11:35:24	30.4	01/28 11:46:24	29.2	01/28 11:30:24	28.1	01/28 11:41:24	26.2	01/28 11:23:24	25.1	01/28 11:07:24	23.7	01/28 11:16:24	22.5	01/28 11:19:24	21.7
3	01/28 12:38:24	32.8	01/28 12:32:24	32.1	01/28 12:48:24	30.3	01/28 12:11:24	29.3	01/28 12:10:24	28.1	01/28 12:32:24	27.2	01/28 12:18:24	25.5	01/28 12:05:24	23.7	01/28 12:01:24	22.5	01/28 12:00:24	20.7
4	01/28 14:10:24	33.4	01/28 13:24:24	33.1	01/28 14:28:24	30.9	01/28 13:40:24	29.7	01/28 14:32:24	28.3	01/28 13:57:24	26.5	01/28 14:40:24	25.8	01/28 13:38:24	24.2	01/28 13:27:24	23.1	01/28 13:32:24	21.7
5	01/28 15:23:24	34.8	01/28 15:34:24	31.7	01/28 16:14:24	30.8	01/28 16:31:24	29.6	01/28 15:22:24	28.1	01/28 16:09:24	27.0	01/28 16:03:24	25.8	01/28 15:24:24	24.2	01/28 15:33:24	22.5	01/28 15:20:24	20.7
6	01/28 18:16:24	34.4	01/28 18:24:24	31.9	01/28 18:04:24	31.0	01/28 17:29:24	29.3	01/28 17:33:24	27.9	01/28 17:20:24	26.7	01/28 17:29:24	25.1	01/28 17:35:24	23.7	01/28 17:24:24	22.5	01/28 17:20:24	21.7
7	01/28 19:49:24	33.7	01/28 19:43:24	32.7	01/28 19:27:24	31.4	01/28 19:00:24	29.5	01/28 19:46:24	27.9	01/28 19:26:24	26.7	01/28 18:48:24	25.1	01/28 18:44:24	23.7	01/28 19:00:24	22.5	01/28 19:25:24	21.7
8	01/28 20:44:24	33.3	01/28 20:20:24	32.3	01/28 20:21:24	30.6	01/28 21:28:24	30.3	01/28 21:28:24	28.1	01/28 20:43:24	26.2	01/28 20:21:24	25.1	01/28 20:48:24	24.2	01/28 20:23:24	22.5	01/28 20:31:24	21.7
9	01/28 21:50:24	33.6	01/28 22:02:24	33.2	01/28 21:53:24	30.7	01/28 21:51:24	29.0	01/28 22:12:24	27.9	01/28 21:50:24	26.5	01/28 22:02:24	25.1	01/28 21:51:24	23.7	01/28 22:05:24	22.5	01/28 22:00:24	21.7
10	01/29 5:29:24	33.6	01/29 6:06:24	32.5	01/29 6:07:24	30.7	01/29 5:45:24	28.7	01/29 5:53:24	27.5	01/29 6:15:24	26.5	01/29 6:07:24	25.5	01/29 5:25:24	23.7	01/29 5:56:24	23.1	01/29 5:20:24	20.7
11	01/29 6:59:24	33.7	01/29 6:20:24	31.9	01/29 6:24:24	30.9	01/29 7:13:24	29.3	01/29 7:18:24	27.7	01/29 6:38:24	26.7	01/29 6:25:24	25.1	01/29 6:21:24	23.7	01/29 6:59:24	22.5	01/29 6:20:24	20.7
12	01/29 8:16:24	34.1	01/29 8:40:24	31.8	01/29 8:23:24	31.9	01/29 8:05:24	29.0	01/29 8:04:24	27.7	01/29 8:26:24	26.5	01/29 8:07:24	24.7	01/29 8:18:24	23.7	01/29 8:00:24	22.5	01/29 8:12:24	21.7

表 2 令和 6 年測定の結果 (甲 5 ②)

期間No.	10Hz 最大音圧		12.5Hz 最大音圧		16Hz 最大音圧		20Hz 最大音圧		25Hz 最大音圧		31.5Hz 最大音圧		40Hz 最大音圧		50Hz 最大音圧		63Hz 最大音圧		80Hz 最大音圧	
	発生時刻	値 (db)																		
1	01/28 9:16:18	34.1	01/28 9:19:18	31.2	01/28 9:15:18	30.7	01/28 9:16:18	28.3	01/28 9:18:18	27.2	01/28 9:16:18	26.7	01/28 9:19:18	25.1	01/28 9:15:18	23.1	01/28 9:15:18	22.5	01/28 9:14:18	21.7
2	01/28 9:21:18	33.4	01/28 9:22:18	31.5	01/28 9:22:18	31.8	01/28 9:23:18	29.3	01/28 9:25:18	27.5	01/28 9:21:18	25.5	01/28 9:23:18	24.7	01/28 9:21:18	23.1	01/28 9:21:18	21.7	01/28 9:23:18	21.7
3	01/28 9:28:18	32.4	01/28 9:29:18	31.1	01/28 9:28:18	30.4	01/28 9:30:18	29.2	01/28 9:32:18	28.1	01/28 9:30:18	25.5	01/28 9:30:18	24.7	01/28 9:28:18	23.7	01/28 9:27:18	21.7	01/28 9:30:18	21.7
4	01/28 9:39:18	33.4	01/28 9:37:18	31.8	01/28 9:34:18	30.1	01/28 9:34:18	28.5	01/28 9:34:18	27.0	01/28 9:39:18	26.5	01/28 9:34:18	24.7	01/28 9:38:18	23.7	01/28 9:34:18	21.7	01/28 9:34:18	21.7
5	01/28 9:41:18	32.4	01/28 9:40:18	32.1	01/28 9:40:18	29.5	01/28 9:45:18	28.7	01/28 9:42:18	27.0	01/28 9:40:18	25.8	01/28 9:41:18	24.7	01/28 9:45:18	23.7	01/28 9:40:18	21.7	01/28 9:41:18	21.7
6	01/28 9:51:18	32.0	01/28 9:47:18	31.1	01/28 9:50:18	29.6	01/28 9:52:18	28.8	01/28 9:50:18	27.2	01/28 9:47:18	26.5	01/28 9:49:18	24.7	01/28 9:47:18	23.1	01/28 9:47:18	22.5	01/28 9:47:18	20.7
7	01/28 9:56:18	32.3	01/28 9:57:18	31.4	01/28 9:58:18	30.1	01/28 9:56:18	28.7	01/28 9:58:18	27.2	01/28 9:57:18	26.2	01/28 9:59:18	24.7	01/28 9:56:18	23.1	01/28 9:56:18	21.7	01/28 9:57:18	20.7

別紙 6

1/3 オクターブバンド 中心周波数	地点② (dB)	地点③ (dB)	物的苦情に 関する参照 値 (dB)	心身に係る苦 情に関する参 照値 (dB)	感覚閾値 (dB)
5Hz	50.2	55.0	70	—	—
6.3Hz	49.0	55.2	71	—	—
8Hz	48.8	52.3	72	—	—
10Hz	45.7	45.2	73	92	—
12.5Hz	45.0	42.6	75	88	—
16Hz	47.1	39.1	77	83	—
20Hz	44.5	38.2	80	76	78.1
25Hz	45.4	35.3	83	70	68.7
31.5Hz	44.6	28.4	87	64	59.5
40Hz	43.3	27.7	93	57	51.1
50Hz	40.6	26.0	99	52	44.0
63Hz	34.4	28.6	—	47	37.5
80Hz	32.5	26.5	—	41	31.5